

福岡市産後ケア事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、産後早期に家族等から家事・育児等の援助が受けられず、育児支援を必要とする母子を対象として、心身のケアや育児のサポートを行い、安心して子育てができる支援体制を確保することを目的として実施する福岡市産後ケア事業（以下「本事業」という）について、必要な事項を定める。

(実施主体等)

第2条 市長は、福岡市内に設置された医療法（昭和23年法律第205号）に定める病院、診療所及び助産所であり、次に掲げる要件を満たす者に委託して本事業を実施するものとする（以下、「委託事業者」という）。

- (1) ショートステイを提供する場合は、入所室（病室又は妊婦、産婦若しくは褥婦を入所させる室）を有すること。また、デイケアを提供する場合は、居室が確保されていること。
- (2) 入所室、居室の床面積は母子1組当たり6.3㎡以上であること。ただし、1室に母子2組以上を入所させる場合は、1組につき4.3㎡以上であること。
- (3) 本事業の実施にあたっては、助産師、保健師又は看護師（以下、「助産師等」という）を母子3組につき1名以上配置することとし、日中は助産師を1名以上配置すること。また、ショートステイを実施する場合は助産師等を24時間常駐とすること。
- (4) 産後ケア事業に関する知識及び技術を有し、類似の業務について実績があること、又は分娩を取り扱っていること。
- (5) 沐浴ができる設備を有すること。また、ショートステイを実施する場合は、入浴ができる設備を有すること。デイケアのみを実施する場合は、入浴ができる設備又は身体の清潔保持ができる環境を整えること。
- (6) 本事業を安全・快適に提供できる施設・設備を備えていること。
- (7) 事業の実施場所は福岡市内に設置された病院、診療所及び助産所、又は委託事業者が運営する施設とする。
- (8) 利用者に対する食事の提供ができること。
- (9) 第4条に定めるサービス内容を提供できること。
- (10) 福岡市と適切な連携・調整を行うことができること。

2 委託する業務は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 第4条に定めるサービスの実施に関する業務
- (2) 本事業を利用しようとする者（以下「利用希望者」という）への本事業に関する説明
- (3) 第7条の利用申し込みに関する業務

(利用対象者)

第3条 本事業の利用対象者は、福岡市内に住民登録を有する生後1年未満（生後1年になる日の前日まで）の乳児及びその母親であって、次の各号のすべてに該当する者とする。ただし、母子ともに医療行為が必要でない者に限る。

- (1) 家族等から家事・育児等の援助が受けられない者
- (2) 産後の体調又は育児に不安がある者

2 前項各号の規定にかかわらず、安定的な養育が困難な者など、保健福祉センター保健所長が必要と認める場合については利用対象者とする。

(サービスの内容)

第4条 本事業により提供するサービスは、次の各号に掲げる内容とする。

(1) ショートステイ

母子を宿泊させ、母体の心身の回復及び母体のケア並びに乳児のケアを実施するとともに、今後の育児に資する指導等を実施する。

(2) デイケア

母子を日帰りで利用させ、母体の心身の回復及び母体のケア並びに乳児のケアを実施するとともに、今後の育児に資する指導等を実施する。

2 実施する母体のケア及び乳児のケア、今後の育児に資する指導等は、次の各号に掲げる内容とする。

(1) 産婦の母体管理及び生活面の指導、栄養指導

(2) 乳房手当、乳房トラブルに関する相談

(3) 授乳方法

(4) 離乳食に関する相談

(5) 沐浴方法

(6) 発育・発達に関すること

(7) 体重・排泄の観察

(8) スキンケアに関する相談

(9) 母の不安等に関する相談

(10) 在宅での子育てに関する相談及び指導

(11) その他必要とする保健指導

(利用日数)

第5条 本事業の利用日数は、ショートステイとデイケアを通算して7日を限度とする。ただし、ショートステイの日数の算定にあたっては、実施の初日及び最終日は、それぞれ1日とみなすこととし、第3条第2項に定める対象者については、保健福祉センター保健所長が必要と認める場合は7日を限度として延長することができる。

(サービスを行う時間)

第6条 ショートステイのサービスを行う時間は、原則として、初日の入所時間は10時以前とし、最終日の退所時間は19時以降とする。ただし、入所時間及び退所時間は利用者の希望をふまえて変更できるものとする。

2 デイケアのサービスを行う時間は、原則として10時から16時の6時間とする。

(利用方法)

第7条 利用希望者は、次に掲げるものを利用を希望する委託事業者に提出するものとする。

(1) 福岡市産後ケア事業利用申込書(様式第1号)

(2) 利用希望者の属する世帯が生活保護世帯である場合は保護受給証明書

(3) 利用希望者の属する世帯の生計中心者が市民税非課税である場合(以下、「市民税非課税世帯」という)は、その者の市民税非課税証明書(4月から6月までの間に申請しようとする場合にあつては、前年度分の市民税非課税証明書)

2 委託事業者は、前項の申込書が提出されたときは、利用の可否を決定し、承認された者には福岡市産後ケア利用証明書(以下、「証明書」という)を交付するものとする。

3 利用希望者が利用するときは、証明書を委託事業者に提示するとともに、利用対象期間を確認するため福岡市子ども医療証など養育している乳児の誕生日が記載されたものを提示すること。

(利用料の額)

第8条 本事業に要するサービスの利用料は、別表1に定めるとおりとする。

(利用者負担額)

第9条 サービスを利用した者は、別表2に定める利用者負担額を委託事業者に直接支払うものとする。

2 委託事業者は、利用者負担額及び第11条に定めるキャンセル料について、利用申し込み前に利用希望者に説明するものとする。

(寡婦控除のみなし適用)

第10条 婚姻によらないで母となり、かつ利用日に婚姻(事実婚を含む)をしていない者にあつては、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第11号に規定する寡婦とみなし、同法第295条第1項第2号の規定により市民税が非課税になるものについては別表2に定める「生活保護世帯及び市民税非課税世帯」の世帯区分を適用するものとする。寡婦控除のみなし寡婦の適用を申請する場合は、次に掲げる書類を利用を希望する委託事業者を経由して市長に提出するものとする。

- (1) 福岡市産後ケア事業の利用者負担額にかかる寡婦控除のみなし適用申請書(様式第2号)
- (2) 発行から3か月以内の戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)
- (3) 市民税課税証明書

(キャンセル料)

第11条 利用希望者の都合によりサービスの提供ができなかった場合のキャンセル料については、利用開始日の前々日17時までに連絡がなかった場合は、別表2に定める1日分の額を上限として委託事業者が定め、徴収することができる。ただし、利用開始日の前々日の17時までに連絡があった場合は徴収できないものとする。

2 生活保護世帯及び市民税非課税世帯、並びに、第3条第2項の規定に基づき、保健福祉センター保健所長が必要と認めた者については、前項の委託事業者が定めた額を市長が委託事業者に支払うものとする。

(実施報告及び委託料)

第12条 委託事業者は、本事業を実施した月の翌月15日までに、その月分の福岡市産後ケア事業実施確認書(様式第3号)、福岡市産後ケア事業報告書(様式第4号)及び第7条で受け取った福岡市産後ケア事業利用申込書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の実施確認書及び事業報告書に基づき、別表1の利用料から別表2の利用者負担額を控除した額を委託事業者に支払うものとする。

(健康管理)

第13条 委託事業者は、事業従事者に対し、感染症等健康管理に細心の注意を払うこと。

(帳票類の整備等)

第 14 条 委託事業者は、事業の適正な実施を確保するため、サービスに関する記録、その他必要と認める帳票類を整備すること。

2 前項の帳票類は、実施年度の翌年度から起算して5年間保存とする。保存に際しては、所定の保管場所に収納し、滅失、毀損、盗難等の防止に十分留意すること。また、保存年度の過ぎた帳票類を破棄する場合は、裁断または溶解処理を確実に実施すること。

(安全管理)

第 15 条 委託事業者は、サービスの提供にあたり、事故発生予防と安全管理に十分留意するものとする。

2 委託事業者は、事故に備え、損害賠償保険に加入すること。

(事故及び損害の責任)

第 16 条 委託事業者は、業務により生じた事故及びその損害については、委託事業者がその負担と責任において処理にあたるものとする。

2 委託事業者は、前項の事故が発生した場合は、すみやかに書面により市長へ報告すること。

(個人情報及び情報資産の保護)

第 17 条 委託事業者は、事業を実施するにあたって、個人情報及び情報資産の取り扱いについて、別紙に定める「個人情報・情報資産取扱特記事項」を遵守するものとする。

(報告及び調査)

第 18 条 市長は、委託事業者による事業の実施状況について、必要に応じて報告を求め、又は職員をして記録その他必要書類の調査をさせることができる。

(補則)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

附則(施行期日)

この要綱に定める様式第 1 号の改正は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。ただし、経過措置として、改正前の様式については、当分の間これを使用することができる。

附則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(別表1) 利用料

種 別	料金 (非課税)
ショートステイ	1日につき 30,000 円
デイケア	1日につき 20,000 円

※多胎児（2人目以降）は、1人につき上記の半額を加算

(別表2) 利用者負担額

種 別	世帯区分	料金 (非課税)
ショートステイ	市民税課税世帯	1日につき 6,000 円
	生活保護世帯及び 市民税非課税世帯	1日につき 0 円
	第3条第2項の規定に基づき 保健福祉センター保健所長が 認めたもの	1日につき 0 円
デイケア	市民税課税世帯	1日につき 4,000 円
	生活保護世帯及び 市民税非課税世帯	1日につき 0 円
	第3条第2項の規定に基づき 保健福祉センター保健所長が 認めたもの	1日につき 0 円

※多胎児（2人目以降）は、1人につき上記の半額を加算

※生活保護世帯とは、この事業を利用する日における生活保護法（昭和25年法第144号）の規定による被保護世帯とする。